

# 計画段階配慮書の状況

# 各主務省令の配慮書手続に関する主な相違点

事業種 < 所管省庁 >		廃棄物処分場等 < 環境省等 >	発電所 < 経済産業省 >	道路、飛行場、埋立、ダム等 (PI有) < 国土交通省 >	鉄道、土地区画整理等 (PI無) < 国土交通省 >
複 数 案	形態	位置・規模又は 配置・構造	構造・配置又は 位置・規模	位置又は規模	
	設定しない場合	理由を明らかにする			
	優先順位	位置・規模を優先	記述無し	記述無し	
	ゼロ・オプション	合理的であると認められる 場合、複数案に含めるよう 努める 設定しない場合は理由を明 記する	現実的であると認めら れる場合、複数案に含 めるよう努める	合理的であると認められる場合、複数案に含めるよ う努める	
配 慮 書 手 続	調査 予 測 評 価	環境要素	EIAの環境要素から事業特性に応じて選定		EIAの環境要素から事業特性に応じて選定(事業種 によっては事業特性に応じてEIAの環境要素の一 部を抽出して規定)
	手法	調査は、原則として既存資料により実施。予測は、可能な限り定量的に実施。評価は、複数案ごとの環境影 響の程度を比較して実施。			
	不確実性	必要に応じて、不確実性の 内容を明らかにする	記述無し	必要に応じて、不確実性の内容を明らか にする	
意 見 聴 取	基本的方法	配慮書の案または配慮書で意見聴取を行うよう努める。意見聴取を行わない場合は理由を明らかにする。			
	「配慮書の案」の 扱い	「配慮書の案」で聴取し、そ の場合、一般、自治体の順 とするよう努める	配慮書の案で聴取す る場合は一般、自治体 の順とするよう努める	配慮書の案又は配慮書 について、一般及び自治 体からの意見聴取に努 める	「配慮書の案」で聴取し、 一般、自治体の順とす るよう努める
	多段階の意見聴取 意見聴取の期間	実施に努める	記述無し	記述無し(PIによる意見 聴取が担保されておりア セス主務省令では記述 無し)	記述無し 一般30日/自治体60日 以上の期間

# 複数案の設定状況

## 風力発電所

- ◆これまで配慮書手続を実施した案件は、発電所主務省令に基づき、「構造・配置又は位置・規模」に係る複数案を設定(単一案を除く)。
- ◆「位置」に係る複数案が大半を占める。また、事業実施想定区域を広く設定し、その範囲で環境影響を整理し、今後の手続において、対象事業実施区域を絞り込んでいく複数案を設定するケースが最も多い。

## 火力発電所

- ◆これまで配慮書手続を実施した案件は、発電所主務省令に基づき、「構造・配置又は位置・規模」に係る複数案を設定。
- ◆「構造・配置」に係る複数案が大半を占める。また、「煙突の高さ」の複数案を設定するケースが最も多い。

## 道路事業

- ◆これまで配慮書手続を実施した案件は、道路事業主務省令に基づき、「位置又は規模」に係る複数案を設定。
- ◆公共事業の計画段階評価手続等(PIプロセス)を踏まえて、「ルート的位置」に係る複数案を全ての案件で設定。

## 配慮書手続の結果・意見等の活用・反映(ティアリング)

- ◆ 配慮書手続を実施した案件は、順次、方法書以降の手続を開始又は開始見込。平成28年3月末時点で、配慮書手続を経て評価書(準備書)手続を開始又は完了した案件は、風力発電所6件、火力発電所5件、鉄道1件の計12件。
- ◆ 配慮書手続を踏まえ、重要な保全対象への影響に配慮した区域の設定、設備の配置・構造等を検討し、環境影響を一定程度回避・低減。  
(具体例)
  - 他の複数案と比較して環境影響の小さいルートを採用。(道路事業)
  - 区域設定において、重要な自然環境のまとまりの場を除外。また、詳細な調査を踏まえ、変更が最小限となるよう風車を配置。(風力発電所)
  - 他の複数案と比較して環境影響の小さい煙突を採用。(火力発電所)
- ◆ 一方、配慮書手続の意見を踏まえた配置等の検討が十分に行われず、環境影響の回避・低減が適切に図られていないケースがある。  
(具体例)
  - 住居等への騒音及び風車の影の影響、鳥類の渡りのルートに配慮せず、風車を配置。
  - 渡り鳥に関する調査が十分でなく、他事業との累積影響が予測・評価されていない。
  - 区域が他事業と重複し、実現可能な事業内容が検討されていない。

(全て風力発電所)

一連の環境影響評価の手続による環境影響の回避・低減の状況(報告書による事業実施後の状況を含む)について、引き続き事例や知見を蓄積